

# ひとり親家庭への支援について



父母の離婚や死別などにより、父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育している、ひとり親家庭などに対する支援サービスや制度を紹介します。

支援サービスや制度の手続きには申請や登録が必要です。事前に子ども未来課へ相談ください。

問合せ 子ども未来課 ☎33-8721

## ひとり親家庭とは

次のいずれかに該当する父か母が、ひとりで18歳未満の子どもを扶養している家庭を「ひとり親家庭」といいます。

- ・離婚した人
- ・配偶者が死亡した人
- ・配偶者が重度の障がいや働けない人
- ・配偶者から遺棄されている人
- ・配偶者が拘禁されているため、その扶養が受けられない人
- ・婚姻によらないで母または父となった人

## 【生活支援】

### ① 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭（祖父母などの養育者も含む）などに対し、自立促進と福祉の増進のために支給される手当です。

受給には認定請求の手続きが必要です。必要書類は世帯の状況などで異なりますので、事前に子ども未来課へ相談ください。

支給額（平成31年4月1日現在）

下表のとおりですが、所得制限があります。本人の所得と同居の親族の所得を確認し、決定します。所得制限を超えると支給できません。

※公的年金などを受給している人も、その額が児童扶養手当額より低い場合は、差額分の手当を受給できます。

※児童扶養手当支払回数が変更となります

### ② ひとり親家庭等医療費助成

医療機関などで医療保険を使って診察を受けた場合、医療費の自己負担分の一部を助成します。受給資格の申請が必要です。必要書類は世帯の状況などで異なりますので、事前に子ども未来課へ相談ください。

#### 助成額

医療費の自己負担分（医療保険から付加給付などがある場合はそれを控除した額）の3分の2の額を助成します。なお、入院時の食事療養費などは対象になりません。

### ③ ひとり親家庭等日常生活支援

自立に必要な就学や就職活動、病気など日常生活に支障がある場合などに、家庭支援員を派遣し、子どもの保育や家事・介護

た。令和元年度は、4月・8月・11月・1月・3月の計5回です。令和2年度からは、各奇数月の計6回となります。

#### 支給額（月額）

		H31.4.1 現在
全部支給	児童1人	42,910円
	第2子加算	10,140円
	第3子以降加算	6,080円
一部支給	児童1人	42,900円～10,120円
	第2子加算	10,130円～5,070円
	第3子以降加算	6,070円～3,040円

を行い、その生活を支援します。家庭の状況に応じて、利用料の負担もあります。

## ④ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭や寡婦の生活の安定と、その児童の福祉の向上を図るために、各種資金（修学資金・就学支度資金・技能習得資金など）の貸し付けを行っています。

問合せ 県南広域本部福祉課 ☎338756

## 【就労支援】

### ① 母子家庭等自立支援訓練給付金

ひとり親家庭の母または父の自立を促進するため、就職に結びつく可能性の高い講座を受講する場合、費用の6割相当額（上限20万円、下限1万2000円）を給付します。

講座受講前に対象講座としての指定を受ける必要があります。

※雇用保険制度の一般教育訓練給付を受ける人も、差額を支給することができます。

### ② 母子家庭等高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が就職に有利な資格取得を目指し、専門学校や大学などの養成機関で1年以上修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため、訓練促進費を給付します。（入学や就職に必要な費用の貸付制度もあります）

#### 支給対象となる資格

看護師・准看護師・保育士・美容師・介護福祉士・社会福祉士など

支給対象期間

資格の取得に要する修業期間。ただし、支給申請のあった月分から支給します。

※なお、高等職業訓練促進給付金の支給を受けて准看護師養成機関を修了し、引き続き看護師養成機関で修業する場合の支給対象期間は、通算3年間が上限です。

## 【相談支援】

仕事や住まいなどの困り事、就職や資格取得の相談、子どもの心配事など、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談に応じます。

相談場所 市民相談室

（本庁仮設庁舎東棟1階）  
☎334452

## 【学習支援】

地域の学習教室を利用しませんか

県では、ひとり親家庭などの子どもたちに、最寄りの地域で学びの場、安らぎの居場所を提供する事業を行っています。学習指導（教科書、宿題を含む）に応じています。

対象 主にひとり親家庭の小学1年生、

中学3年生

※本市では現在1カ所です実施しています。

とき 毎週土曜日午後2時～午後3時30分

（曜日や時間は相談ください）

ところ カトリック八代教会

費用 無料

問合せ 地域の学習教室

代表 長濱 ☎339858

## 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受給している人は現況届の提出をお願いします

毎年8月1日から31日の間に、現況届を提出することが義務付けられています。提出された現況届を審査し、11月以降の1年間の手当支給と助成を決定します。対象者には、書類を発送しています。提出がない場合、手当の支給と助成が受けられませんので注意してください。

## 就労促進事業に参加しませんか

児童扶養手当を受給し、就労可能で就労意欲のある人に対し、ハローワークと福祉事務所などによる「就労支援チーム」が、支援対象者の希望・意向を十分に尊重して「支援プラン」を作成し、具体的な就職活動を計画的に支援します。

問合せ ハローワーク八代 ☎31-8609

## 出張ハローワーク ひとり親全力サポートキャンペーン

本庁仮設庁舎にハローワーク八代の臨時窓口を開設します。児童扶養手当の現況届提出の際に、ぜひ利用ください。

期間 8月5日(月)、8月6日(火)、8月8日(木)、

8月13日(火)、8月14日(水)

時間 午前10時～11時30分、

午後1時30分～3時30分

場所 本庁仮設庁舎東棟2階21号会議室

※8月8日(木)のみ西棟2階23号会議室

## やつしろ あったかねっと

<http://attaka.city.yatsushiro.kumamoto.jp/>

結婚から子育てまでの総合ホームページを開設しています。結婚・妊娠・出産・子育てに関するさまざまな情報を掲載しています。スマートフォン・タブレットにも対応していますので確認ください。

